

（第1面）

産業廃棄物処理計画書	
2024年 06月30日	
札幌市長 様	
提出者	
住 所 〒060-0006	
札幌市中央区北6条西17丁目17番地の5	
氏 名 株式会社 田中組	
代表取締役社長 川島 敦	
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
電話番号 011-611-3331	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社 田中組
事業場の所在地	札幌市中央区北6条西17丁目17番地の5
計画期間	令和06年4月1日 ～ 令和07年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	総合工事業
② 事業の規模	完成工事高 15,390百万円 資本金 350百万円
③ 従業員数	164名（令和6年4月1日現在）
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙「建設廃棄物管理規定」「建設廃棄物削減要領」による



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
以降、別紙による			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の分別に関する事項			
① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)		
② 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)		

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

(第5面)

② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請け完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模がわかるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項のすべてを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

(第2面)

【前年度(令和5年度)実績】														
①現状	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類	紙くず	木くず	金属くず	ガラス・陶磁器くず	コンクリートがら	アスファルトがら	廃石膏ボード	その他がれき類	安定型混合廃棄物	管理型混合廃棄物	石綿含有産業廃棄物
	排出量	2,609.49 t	177.43 t	12.96 t	178.13 t	27.85 t	19.54 t	33,893.47 t	1,262.55 t	105.64 t	156.88 t	39.55 t	251.88 t	0.96 t
	(これまでに実施した取組) 省梱包・プレカット発注等の実施 混合廃棄物低減の為、現場での分別の徹底													
②計画	【目標】													
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類	紙くず	木くず	金属くず	ガラス・陶磁器くず	コンクリートがら	アスファルトがら	廃石膏ボード	その他がれき類	安定型混合廃棄物	管理型混合廃棄物	石綿含有産業廃棄物
	排出量	800.00 t	800.00 t	10.00 t	1,000.00 t	50.00 t	50.00 t	1,000.00 t	100.00 t	2,000.00 t	2,000.00 t	150.00 t	200.00 t	1.00 t
(今後実施する予定の取組) 上記取組を継続して行う														

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) コンクリート破碎時の鉄筋との分別 混合廃棄物削減の為、分別の徹底
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 上記取組を継続して行う

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度(令和5年度)実績】													
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類	紙くず	木くず	金属くず	ガラス・陶磁器くず	コンクリートがら	アスファルトがら	廃石膏ボード	その他がれき類	安定型混合廃棄物	管理型混合廃棄物	石綿含有産業廃棄物
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t
	(これまでに実施した取組)													
②計画	【目標】													
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類	紙くず	木くず	金属くず	ガラス・陶磁器くず	コンクリートがら	アスファルトがら	廃石膏ボード	その他がれき類	安定型混合廃棄物	管理型混合廃棄物	石綿含有産業廃棄物
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t
	(今後実施する予定の取組)													

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度(令和5年度)実績】													
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類	紙くず	木くず	金属くず	ガラス・陶磁器くず	コンクリートがら	アスファルトがら	廃石膏ボード	その他がれき類	安定型混合廃棄物	管理型混合廃棄物	石綿含有産業廃棄物
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t
(これまでに実施した取組)														
②計画	【目標】													
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類	紙くず	木くず	金属くず	ガラス・陶磁器くず	コンクリートがら	アスファルトがら	廃石膏ボード	その他がれき類	安定型混合廃棄物	管理型混合廃棄物	石綿含有産業廃棄物
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t
(今後実施する予定の取組)														

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に關する事項

①現状	【前年度(令和5年度)実績】													
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類	紙くず	木くず	金属くず	ガラス・陶磁器くず	コンクリートがら	アスファルトがら	廃石膏ボード	その他がれき類	安定型混合廃棄物	管理型混合廃棄物	石綿含有産業廃棄物
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t
	(これまでに実施した取組)													
②計画	【目標】													
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類	紙くず	木くず	金属くず	ガラス・陶磁器くず	コンクリートがら	アスファルトがら	廃石膏ボード	その他がれき類	安定型混合廃棄物	管理型混合廃棄物	石綿含有産業廃棄物
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t
	(今後実施する予定の取組)													

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度(令和5年度)実績】													
産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類	紙くず	木くず	金属くず	ガラス・陶磁器くず	コンクリートがら	アスファルトがら	廃石膏ボード	その他がれき類	安定型混合廃棄物	管理型混合廃棄物	石綿含有産業廃棄物
全処理委託量	2,609.49 t	177.43 t	12.96 t	178.13 t	27.95 t	19.54 t	33,893.47 t	1,262.55 t	105.64 t	156.88 t	39.55 t	251.88 t	0.96 t
優良認定処理業者への処理委託量	4.45 t	3.57 t	9.06 t	3.52 t	7.09 t	6.50 t	14.87 t	0.00 t	15.89 t	0.00 t	33.41 t	37.70 t	0.91 t
再生利用業者への処理委託量	2,543.12 t	174.34 t	12.96 t	178.13 t	8.55 t	0.00 t	11,880.74 t	583.95 t	105.64 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t

①現状

(これまでに実施した取組)

処分業者選定時に施工場所等の条件が合致した場合、優良認定処理業者へ処分を委託している。

建設廃棄物管理規定

(第 4 版)

目 次

第1章 総則	1
1. 1 目的	1
1. 2 適用	1
1. 3 定義	1
第2章 管理体制と役割及び責任、権限	1
2. 1 元請業者の役割	1
2. 2 管理体制	1
2. 3 廃棄物総轄責任者〔担当役員〕	1
2. 4 廃棄物統括責任者〔部門長〕	1
2. 5 廃棄物管理責任者〔担当次課長〕	1
2. 6 廃棄物処理責任者〔作業所長〕	2
2. 7 特別管理産業廃棄物管理責任者	2
第3章 廃棄物の適正処理	2
3. 1 建設廃棄物の適正処理	2
3. 2 事故時の処置	2
3. 3 処理困難通知への対応	3
3. 4 産業廃棄物処理状況の確認	3
3. 5 廃棄物運搬に関する例外	3
第4章 教育・指導	3
4. 1 建設廃棄物の処理に関する教育	3
4. 2 協力業者の指導等	3
4. 3 発注者との協力体制	3
第5章 作業所等における建設廃棄物処理の手順	4
5. 1 発生が予想される建設廃棄物量の把握	4
5. 2 委託契約	4
5. 3 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付	4
5. 4 廃棄物データの処理（マニフェスト集計）	4
5. 5 再生資源利用・利用促進計画書（実施書）の作成	4
5. 6 再生資源利用・利用促進計画書の掲示	5
5. 7 建設リサイクル法の概要	5
5. 8 措置内容等報告書	5
5. 9 関係記録の保管及び引継	6
第6章 本社・支店における建設廃棄物処理の手順	6
6. 1 建設廃棄物処理計画書の検討及び承認	6
6. 2 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の適正管理	6
6. 3 産業廃棄物管理票交付等状況報告	6
6. 4 多量排出事業者の処理計画及び実施状況報告	6
6. 5 関係記録の保管・管理	6
第7章 電子マニフェストの使用	7
7. 1 電子マニフェスト	7
7. 2 特別管理廃棄物の処理委託	7
<別表－1> 建設廃棄物管理体制図	8

1 章 総則

1.1 目的

建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理については、その建設工事の元請業者が廃棄物処理法上の排出事業者としての責任を有する。この規定は、社内における建設廃棄物の管理体制を明確にして、作業所から生ずる廃棄物の適正処理、廃棄物の発生抑制並びに再生資源の活用を積極的に図ることにより、環境保全と企業の社会的責任を果たすことを目的とする。

1.2 適用

本規定は、建設工事に伴って生ずる建設廃棄物の発生から最終処分の完了まで、廃棄物の管理全般に適用する。

1.3 定義

「建設廃棄物」とは、建設副産物のうち、廃棄物処理法第2条1項に規定する廃棄物に該当するものをいい、一般廃棄物と産業廃棄物の両方を含む。廃棄物のうち、廃石綿等は特別管理産業廃棄物となるため、必ず、他の廃棄物と混合しないように保管、排出し、処分には十分な注意を要する。また、排出時には廃棄物の種類によって処分場が、安定型処分場、管理型処分場及びその他に区分されるため、分別して排出しなければならない。

第2章 管理体制と役割及び責任、権限

2.1 元請業者の役割

建設工事では、廃棄物を処理する責任は元請業者にある。協力業者が工事を行うときでも、廃棄物処理の責任は排出事業者である元請業者にあるので、注意が必要である。

元請業者は、自らの責任において適正処理を行うとともに、廃棄物の発生抑制、再生利用等による減量化並びに再生資材の活用を積極的に図る。また、排出事業者として、以下の役割を実施する必要がある。

- ①元請業者が中心となって、発注者－元請業者－協力業者－処理業者間の協力体制を整備し、円滑に運営する。
- ②仕様書等に廃棄物の処理方法が記載されていない場合は、発注者に申し出る。
- ③元請業者は、廃棄物の処理方法等を記載した「廃棄物処理計画書」を作業所ごとに作成し、発注者の要求に応じて提出する。
- ④建設廃棄物を、再生資源として利用することに努める。
- ⑤廃棄物の取扱方法を定め、教育、啓発等により従業員や関係者に周知徹底させる。

2.2 管理体制

建設廃棄物の管理と適正処理を推進するため、＜別表－1＞のとおり社内管理体制を定める。

2.3 廃棄物総轄責任者〔担当役員〕

廃棄物総轄責任者は、社内における廃棄物に関する事項を総轄管理する。

なお、廃棄物総轄責任者の下に事務局を置く。

2.4 廃棄物統括責任者〔部門長、支店長〕

廃棄物統括責任者は、廃棄物処理許可業者の選定及び委託契約を締結するとともに、廃棄物管理責任者を指揮し、各作業所の廃棄物に関する事項を、統括管理する。

2.5 廃棄物管理責任者〔担当次課長〕

廃棄物管理責任者は、廃棄物統括責任者を補佐し、次の事項を担当する。

- ①建設廃棄物の発生抑制、資源の有効活用の推進
- ②工事受注時の設計図・仕様書の内容検討、有資格者の配置
- ③職員・協力業者の指導、教育
- ④情報の収集及び提供
- ⑤現場パトロール
- ⑥その他、建設廃棄物の適正処理に関する事項

2.6 廃棄物処理責任者〔作業所長〕

廃棄物処理責任者は、廃棄物の適正処理に当たるとともに、次の事項を担当する。

- ①建設廃棄物の発生量抑制と減量対策の推進
- ②委託契約書の作成と処理業者の指導監督
- ③建設廃棄物の発生から最終処分までの処理計画の作成（建設廃棄物処理計画書）
- ④マニフェストの交付及び処理状況の確認、保管、集計
- ⑤関係書類、管理記録の作成及び報告
- ⑥その他、建設廃棄物の適正処理に関する事項

2.7 特別管理産業廃棄物管理責任者

産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性、その他の人の健康又は生活環境に被害を及ぼすおそれがあるなど、「廃棄物処理法施行令」に定める特別管理産業廃棄物が発生する作業所には、法律で規定する資格を有する特別管理産業廃棄物管理責任者を置く。

第3章 廃棄物の適正処理

3.1 建設廃棄物の適正処理

（1）適正処理の推進

廃棄物の処理にあたっては、全ての従業員及び関係者に対し、その適正な処理方法等の周知徹底を図るとともに、関係法令等を遵守し、適正処理並びに減量化を推進する。

（2）廃棄物の分別・保管管理

廃棄物の保管・管理にあたっては、保管場所の機能を十分活用できるように努めるとともに、発生した廃棄物の減量化・再資源化や処理が容易になるように、種類別・性状別に管理の徹底を図る。

- ①分別解体又は現場分別を徹底し、出来る限り建設混合廃棄物の発生を抑制する。
- ②廃棄物を保管する場合は、当該廃棄物が飛散・流失・地下への浸透及び悪臭が発生しないように、必要な措置を講ずる。
- ③廃棄物保管場所には、有害な物質を含むものは持ち込まない。
- ④廃棄物の保管場所に、必要事項を表示した掲示板を設ける。掲示板は、縦横それぞれ60cm以上とし、廃棄物の種類、積み上げる高さ、管理者の氏名等を記載する。
- ⑤可燃物の保管には、消火設備を設ける。
- ⑥工事場所の外に300㎡以上の保管場所を設置する場合は、都道府県知事又は政令市長に事前の届出が必要である。
- ⑦非常災害のために、必要な応急措置として⑥の保管を行った場合は、当該保管をした日から14日以内に、都道府県知事又は政令市長に届け出なければならない。

（3）廃棄物の性状分析

- ①汚泥、廃酸、廃アルカリ等その処分により、周辺の生活環境に影響するおそれがある場合には、適正な分析調査機関に必要な都度、検査を依頼する。
- ②分析調査の結果が、「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令」（昭和48年総理府令第5号）に定められた基準値を越えた場合には、関係機関等と原因についての検討を行い、早期に改善を実施する。調査結果報告書の副本等は、廃棄物総轄責任者（事務局）が5年間保管する。

3.2 事故時の処置

廃棄物の処理に関し、当該廃棄物が飛散・流出若しくは浸透したとき、又はそのおそれが生じた場合は、直ちにその事故及び廃棄物の飛散、流出等についての応急措置を講じて復旧に努めるとともに、その状況を遅滞なく廃棄物総轄責任者に報告し、その指示を得て関係行政機関に報告する。

3.3 処理困難通知への対応

産業廃棄物処理業者が、受託した産業廃棄物の処理を適正に行うことが困難になった場合に、当該廃棄物を委託した排出業者に、その旨を書面で通知することが義務付けられている。処理業者から処理困難通知を受けたときは、新たに廃棄物を引き渡すことがないようにするとともに、次のような対応をする必要がある。

- ①現場訪問などで処理状況を確認
- ②必要に応じて、廃棄物の撤去などの措置を実施
- ③マニフェストが返送されていない場合は、「措置内容等報告書」を作成し、都道府県知事に提出する。（報告の期限：通知を受けた日から30日以内）

3.4 産業廃棄物処理状況の確認

産業廃棄物の運搬・処分を委託する場合には、当該産業廃棄物の処理状況に関する確認を行った上で、最終処分が終了するまでの処理行程における処理が適正に行われるために、必要な措置を講ずるように努めなければならない。処分場の委託時（委託後は毎年）の確認事項の例として、次のものがある。

- ①委託先の産業廃棄物処理施設が、使用可能な状況かの確認（処理能力、保管上限、最終処分場の残余容量など）
- ②施設外への廃棄物の飛散、又は流出などは無いかの確認
- ③廃棄物保管場所での飛散、又は流出などは無いかの確認
- ④展開検査が適正に行われているかの確認（安定型最終処分場の場合）

3.5 廃棄物運搬に関する例外

書面による請負契約で、協力業者が自ら「少量の一定の廃棄物」の運搬を行うことを定めた場合には、収集運搬業の許可がなくても、次の要件を満たせばその廃棄物を運搬することが可能となる。

- ①発注者からの請負金額が500万円以下の維持修繕工事、又は瑕疵工事（建築物等の解体工事、新築又は増築工事を除く）
- ②特別管理廃棄物以外の廃棄物
- ③1回当たりの運搬量が1 m³以下
- ④運搬途中で、積替え保管を行わないこと
- ⑤運搬先が同一県内又は隣接県内であって、元請業者が所有又は使用権限を有する場所であること、又は元請業者が委託した処理施設
- ⑥収集運搬車の車両表示、及び必要事項を定めた書面の携行

第4章 教育・指導

4.1 建設廃棄物の処理に関する教育

（1）教育の計画及び実施

建設廃棄物の処理に係わる各責任者は、建設廃棄物に関する事項について、適時教育計画を策定し実施する。

（2）教育内容

- ①廃棄物処理及びリサイクルに関連する法令等
- ②作業所で発生する建設廃棄物の種類、性状及び処理方法
- ③建設廃棄物の発生量の管理及び減量対策
- ④建設廃棄物の3R対策
- ⑤建設廃棄物の委託処理方法
- ⑥その他、建設廃棄物の適正処理に関する事項

4.2 協力業者の指導等

廃棄物処理責任者は、協力業者に前項（2）に掲げる事項について教育するとともに、その従業員が建設廃棄物を適正に処理するよう指導する。

4.3 発注者との協力体制

仕様書などに廃棄物の処理方法、処理先が記載されていない場合は、必要に応じて発注者に確認する。

第5章 作業所等における建設廃棄物処理の手順

5.1 発生が予想される建設廃棄物量の把握

廃棄物処理責任者である作業所長は、工事着工時に、その工事を進めるうえで発生することが予想される建設廃棄物の種類、発生量を把握し、その処理方法を計画する。この計画にあたっては、発生量の抑制、減量、及び資源の有効活用を図るよう心掛ける。

5.2 委託契約

廃棄物統括責任者は、廃棄物の処理開始前に廃棄物管理責任者、廃棄物処理責任者と協議して、適確な運搬・処理会社を選定する。廃棄物処理責任者は「建設廃棄物処理委託契約書」を作成し、廃棄物統括責任者が承認のうえ、委託契約を締結する。

①廃棄物の収集運搬業者及び処分業者の選定は、許可を有する業者の中から選定する。

②建設廃棄物の処理を依頼する時は、下記の区分に従って、建設廃棄物委託契約を書面で取り交わす。建設廃棄物の処理業者は、下記の通りである。

ア、収集運搬業者（廃棄物の収集運搬）

イ、中間処理業者（選別再生利用、破碎、焼却、熔融して減量等）

ウ、最終処分業者（埋立処分）

委託契約に際し、それぞれの業者から許可証の写し及び処理施設的能力など、必要事項の提出を求め確認する。

ア、事業の区分〔収集運搬（保管有るか、無しか）、中間処理か、最終処分か〕

イ、扱える産業廃棄物の種類

ウ、許可年月日と有効期限

エ、都道府県知事の印、保健所を設置する市にあっては市長の印

オ、許可の条件

この許可証の写しは、契約更新時には必ず提出を求める。

③処理委託に当たっては、収集運搬業者、処分業者と、それぞれ書面による2者契約を締結する。

④特別管理産業廃棄物の処理を委託する場合は、特別管理産業廃棄物処理業の許可を有する収集運搬業者、又は処分業者に委託する。排出事業者は、あらかじめ、以下の事項を書面で通知する。

ア、廃棄物の種類、数量、性状及び荷姿

イ、廃棄物を取り扱う際に、注意すべき事項

⑤廃棄物処理責任者は引き渡し時に、委託した業者の確認、及び運搬の途中で廃棄物が飛散・流出するおそれがないかどうかを確認する。

5.3 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付

①廃棄物の処理にあたっては、産業廃棄物管理票、特別管理産業廃棄物管理票を使用する。

②廃棄物処理責任者は、廃棄物を引き渡す時に、車輛ごと、廃棄物の種類ごとに、マニフェストを交付する。また、これらのマニフェストを管理するとともに、廃棄物の処理が適正に行われたかどうかを確認し、これを5年間保管する。（A、B₂、D、E票）

③廃棄物処理責任者は、マニフェストの写しが返却されない場合、又は委託した建設廃棄物（特別管理産業廃棄物）が不適正に処理されたおそれがある場合は、収集運搬業者又は処分業者に対して確認を行うとともに、必要な措置を講ずる。（措置内容等報告 5.8項参照）

5.4 廃棄物データの処理（マニフェスト集計）

廃棄物処理責任者は、マニフェストを交付するごとに、「マニフェスト集計」に廃棄物の種類、委託数量、運搬・処分業者ほか、必要事項を入力する。工事終了時には、排出した全てのデータをまとめ、「Fileforce」に登録し、5年間保管する。

5.5 再生資源利用・利用促進計画書（実施書）の作成

「資源有効利用促進法」により、官工事・民間工事を問わず、一定規模以上の建設資材（土砂・砕石・加熱アスファルト混合物）を搬入する場合は、工事着手時に「再生資源利用計画書」、一定規模以上の指定副産物（建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材）を搬出する場合は、「再生資源利用促進計画書」を作成しなければならない。

また、完成後は速やかに「再生資源利用計画書（実施書）」、「再生資源利用促進計画書（実施書）」を作成し、5年間の保存が義務付けられている。なお、この実施状況の記録（実施書）は、建設リサイクル法第18条に基づく「発注者への報告等」を兼ねることが出来る。

この計画書（実施書）は、国土交通省のリサイクルホームページに掲載の「建設リサイクルデータ統合システム」（CREDAS 入力システム）で作成していたが、（CREDAS 入力システム）が廃止されたため、国土交通省のホームページから、様式のみをダウンロードして作成するか、「建設副産物情報交換システム（COBRIS）」によって、作成することが出来る。

5.6 再生資源利用・利用促進計画書の掲示

再生資源利用・利用促進計画書を作成した場合は、工事現場の見やすい場所に掲げ、又はその内容を記録した電磁的記録を当該工事現場に備え置く出力装置に掲示し、公衆の閲覧に供しなければならない。（2023年1月1日 施行）

5.7 建設リサイクル法の概要

一定規模以上の建築物や工作物に関する解体工事、新築工事等（対象建設工事）について、特定建設資材を分別解体等により現場で分別し、それが廃棄物になった「特定建設資材廃棄物」について、再資源化等を行うことが義務付けられている。

（1）対象建設工事

- ①建築物等の解体工事……床面積 80 m²以上
- ②建築物の新築または増築工事……床面積 500 m²以上
- ③建築物の修繕、模様替（リフォーム等）工事……請負金額 1 億円以上
- ④土木工作物に関する工事……請負金額 500 万円以上

（2）特定建設資材

- ①コンクリート
- ②コンクリート及び鉄から成る建設資材
- ③木材
- ④アスファルト・コンクリート

（3）手続き等

- ①元請業者は、対象建設工事を請け負うにあたり、発注者に対し、分別解体等の計画について、書面を交付して説明する。
- ②発注者が、元請業者とかかわる対象建設工事の契約書面においては、建設業法で定められた請負契約に加え、次の事項等を明記する。
 - ア、分別解体等の方法
 - イ、解体工事に要する費用
 - ウ、再資源化等をするための施設の名称、所在地
 - エ、再資源化等に要する費用
- ③対象建設工事の発注者は、工事着手の7日前までに、分別解体等の計画等を都道府県知事に届け出る。発注者の代行者が届け出る場合は、発注者からの委任状が必要である。
- ④協力業者に施工させる場合には、元請業者は、協力業者に対し、発注者から都道府県知事への届出事項を告知したうえで契約する。
- ⑤元請業者は、再資源化等が完了したときは、発注者に書面で報告するとともに、再資源化等の実施状況に関する記録を作成する。

5.8 措置内容等報告書

廃棄物処理責任者は、次のような場合、速やかにその廃棄物の運搬や処分の状況を把握したうえで、生活環境を保全するための支障除去、又は発生を防止するために必要な措置を講じる。また、その結果を、都道府県等に報告しなければならない。

①収集運搬業者から返送されるマニフェスト（B₂票）について

交付の日から90日以内に返送されないとき（特別管理産業廃棄物を委託した場合は60日以内）、運搬者名、担当者、運搬終了日、有価物拾集量などの必要な事項が記載されていないとき、虚偽の記載があるとき。

② 廃棄物処理業者から返送されるマニフェスト（D又はE票）について

交付の日から90日以内に返送されないとき（特別管理産業廃棄物を委託した場合は60日以内、また、中間処理を委託した場合であって、最終処分（埋立処分、海洋投入処分又は再生）を確認するためのE票については、180日以内）処分者名、担当者、処分完了日、有価物拾集量などの必要な事項が記載されていないとき、虚偽の記載があるとき。

5.9 関係記録の保管及び引継

廃棄物処理責任者は、紙マニフェスト使用時においては以下の書類を一括してファイル管理する。なお、工事完了に伴い作業所を閉鎖するときは、関係記録を点検整備したうえで、廃棄物管理責任者の確認を得て本社・支店へ移管する。また、いずれの書類も5年間保存が定められている。

- ① 建設廃棄物処理委託契約書（許可証の写し、処分場の確認の写し、搬出ルート）
- ② 建設廃棄物管理票（マニフェストA、B₂、D、E）
- ③ 再生資源利用計画書（実施書）
- ④ 再生資源利用促進計画書（実施書）
- ⑤ マニフェスト集計（「Fileforce」に保管）

第6章 本社・支店における建設廃棄物処理の手順

6.1 建設廃棄物処理委託契約書の締結

廃棄物統括責任者は、廃棄物処理責任者が作成した「建設廃棄物処理委託契約書」および、添付されている運搬及び処分業者の許可証（写）、並びに処分場及び搬出経路等が適正であることを確認し、委託契約を締結する。

6.2 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の適正管理

作業所で交付するマニフェストは、作業所毎に最終確認が出来ていることが大切であり、枚数も多いことから本・支店への提出は、工事完了時に点検整備して提出することとする。また、工事中はパトロール等を通じて、マニフェストが適正に管理されているかの確認を行う。

6.3 産業廃棄物管理票交付等状況報告

前年度（4月～3月）一年間に交付した産業廃棄物管理票（マニフェスト）に関して、産業廃棄物の種類と委託先ごと（運搬受託者、処分受託者が異なるごと）に、排出量（委託量）、マニフェスト交付枚数等を、毎年6月30日までに本社・支店ごとに、都道府県知事（政令市にあっては市長）へ報告しなければならない。

廃棄物統括責任者は、「Fileforce」に登録された各作業所の廃棄物データを集計し、「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」を作成し、報告する。

6.4 多量排出事業者の処理計画及び実施状況報告

前年度に、次のような一定量以上の産業廃棄物を排出した（多量排出事業者）場合、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画（産業廃棄物処理計画書）を、当該年度の6月30日までに、本社・支店ごとに都道府県知事（政令市にあっては市長）へ提出する。また、計画の実施状況（産業廃棄物処理計画実施状況報告書）についても、翌年度の6月30日までに提出する。なお、この計画や実施状況報告は、インターネット上で公表される。

- ① 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000t以上
- ② 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50t以上

6.5 関係記録の保管・管理

廃棄物統括責任者は、作業所の工事完了に伴い提出された建設廃棄物処理に関する記録を、本社・支店・部門ごとに5年間保管する。

第7章 電子マニフェストの使用

7.1 電子マニフェスト

電子マニフェストとは、マニフェストを電子化し、排出事業者、収集運搬事業者及び処分業者の三者が、情報処理センター（〔財〕日本産業廃棄物処理振興センター）を介した通信ネットワークを使って、排出事業者が委託した産業廃棄物の流れを、最終処分まで確認する仕組みである。情報の共有と情報伝達の効率化で、排出事業者、処理業者の情報管理を合理的に行うことができるが、排出事業者と委託先の収集運搬業者、処分業者の三者が、電子マニフェストシステムに加入する必要がある。

7.2 特別管理廃棄物の処理委託

前々年度の特別管理廃棄物（PCB 廃棄物を除く）の発生量が、年間 50 t 以上の事業場を設置している排出事業者は、特別管理産業廃棄物（PCB 廃棄物を除く）の処理を委託する場合、電子マニフェストの使用が義務化される。

（2021 年 4 月 1 日施行）

【改定履歴】

- | | | |
|------------|-----------------------|--|
| 1. TP-08-1 | 2017 年 4 月 1 日（第 1 版） | （TM-1）品質・環境統合マニュアルと同時に制定 |
| 2. TP-08-2 | 2020 年 4 月 1 日（第 2 版） | CREDAS 入力システム廃止に伴う修正 |
| 3. TP-08-3 | 2021 年 4 月 1 日（第 3 版） | 特管産廃の処理委託を追加、及び機材センター廃止に伴う修正等 |
| 4. TP-08-4 | 2023 年 4 月 1 日（第 4 版） | 再生資源利用（促進）計画書（実施書）の揭示義務及び記録の保存期間の省令改正に伴う追加修正
廃棄物処理関連の電子データの保管場所を「ファイルサーバー」から「Fileforce」に変更、及び「統合システム」様式の改廃に伴う修正 |

〈別表－１〉建設廃棄物管理体制図

